コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　CORONA CORPORATION

最終更新日：2015年6月30日
株式会社コロナ
代表取締役社長　内田　力
問合せ先：広報室　電話0256-32-2111
証券コード：5909
http://www.corona.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念に基づき「お客様の快適・健康で環境にやさしい心豊かな生活になくてはならないコロナ」を目指して積極的な事業展開を行なってまいりますが、経営の透明性および効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、企業価値を継続的に高めていくことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営の最重要課題のひとつであると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社コロナ興産	10,937,610	37.28
公益財団法人内田エネルギー科学振興財団	2,359,500	8.04
コロナ社員持株会	1,228,337	4.19
株式会社第四銀行	1,021,700	3.48
UBS AG LONDON A／C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	613,100	2.09
内田　力	607,077	2.07
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	374,800	1.28
外山産業株式会社	365,750	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	348,700	1.19
株式会社北越銀行	296,450	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
臺　祐二	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
臺　祐二	○	臺　祐二氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身者です。なお、2015年3月期の当社の同法人に対する報酬等の支払いは37百万円です。	臺　祐二氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験により社外取締役としての職務を適切に遂行することができる人物である。同氏は、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所が定める独立要件を全て充足しており、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い社外取締役として職務を遂行することが期待できる。同氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身者であるが、既に同法人を退職しており、公認会計士として独立した活動を行っている。また、同法人は法に従って独立した監査を行っているほか、当社報酬への依存度の高さも独立性に脅威が生ずるほどではない。以上の理由から、同氏が一般株主と利益相反を生ずる恐れがない者と判断し、独立役員として指定した。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人と随時会合を開催し、監査計画の説明、監査の実施経過・結果の報告を受けるなどの連携を図っております。また、当社は社長直属部門として監査室を設置し、随時必要な内部監査を実施しております。監査室は監査役会事務局を兼務し、定期的に連絡会を開催することにより監査役と情報交換を行なっているほか、随時内部監査の実施状況や結果を報告し、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋美博	弁護士													
二ノ宮隆雄	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋美博	○	―	高橋美博氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験により社外監査役としての職務を適切に遂行することができる人物である。同氏は、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所が定める独立要件を全て充足しており、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い社外監査役として職務を遂行している。契約関係その他特別な関係はない。以上の理由から、同氏が一般株主と利益相反を生ずる恐れがない者と判断し、独立役員として指定した。
			二ノ宮隆雄氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験により社外監査役としての

二ノ宮隆雄	○	二ノ宮隆雄氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身者です。なお、2015年3月期の当社の同法人に対する報酬等の支払いは37百万円です。	職務を適切に遂行することができる人物である。同氏は、当社の関係会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、取引所が定める独立要件を全て充足しており、客観的かつ中立的な立場から独立性の高い社外監査役として職務を遂行している。同氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人の出身者であるが、既に同法人を退職しており、公認会計士として独立した活動を行っている。また、同法人は法に従って独立した監査を行っているほか、当社報酬への依存度の高さも独立性に脅威が生ずるほどではない。以上の理由から、同氏が一般株主と利益相反を生ずる恐れがない者と判断し、独立役員として指定した。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

中長期的な観点を踏まえつつ、業績等を考慮し報酬を支払っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第67期（平成26年4月1日から平成27年3月31日）に係る報酬等の額は以下のとおりです。
取締役11名240,120千円（うち社外1名1,800千円）
（注）上記報酬等の額には、第67期に計上した役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役の使用人兼任部分に対する報酬は支給しておりません。
・取締役の基本報酬総額は株主総会の決議により定めております。なお、各取締役の報酬につきましては、取締役会の決議により定めております。また、監査役の基本報酬総額は株主総会の決議により定めております。なお、各監査役の報酬につきましては、監査役会の協議により定めております。
・役員（非常勤及び社外役員含む）の退職慰労金については、株主総会において退任役員への退職慰労金を贈呈する旨及び、具体的金額、贈呈の時期、方法等を取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する旨を決議しております。その後、取締役会・監査役会において具体的金額、贈呈の時期、方法等を内規により算出した額をもとに決議、協議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役のサポート体制については、取締役会の議案の事前説明や各種情報提供を行うなど、社外取締役の職務遂行をサポートするための環境を整備しております。

社外監査役のサポート体制については、監査室が内部監査業務と監査役会事務局を兼務しており、事務局として、監査役の職務の補助、監査役会の運営に関する事務を行なっております。監査役会事務局は、監査役会や監査役との連絡会を通じて、監査役・事務局間の連携、社外監査役との情報共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

□現状の体制の概要

1. 業務執行および監査・監督機能に係る事項

当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を採用しております。取締役会は、経営戦略の策定及び業務執行の監督という本来の機能を重点とし、代表取締役以下執行役員は取締役会決議及び社内規定に基づき自己の職務を執行します。
取締役会は、月1回（定時）開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督します。また、執行役員会は業務執行に関する重要事項を審議します。
代表取締役社長による業務執行の決定を迅速に行なうため、取締役及び執行役員等により構成される執行役員会もしくは戦略推進会議において審議を行い、必要に応じて取締役会に付議します。
取締役会は、「企業理念」「中期経営計画」の下に経営目標・総合予算を策定し、代表取締役以下執行役員はその達成に向け職務を遂行します。この結果について実績管理の統括は取締役会とし、具体的な評価・分析及び統制は執行役員会において行ないます。
監査役は、「監査役監査基準」に基づいて業務の執行状況および内部統制システムの整備状況について監査を行ない、必要に応じて代表取締役もしくは取締役会に報告します。
また、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び執行役員会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて意見を述べることができます。

2. 指名、報酬決定等の機能に係る事項

取締役候補者の選定については、代表取締役の提案に基づき取締役会において審議いたします。その後、株主総会の議案として提出し、株主総会において選任いたします。
報酬の決定については、株主総会で決定していただいた報酬年額の範囲内で、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により、その具体的金額を決定しております。

3. 監査役の機能強化に関する取組状況

当社は、監査役の職務を補助し監査役会の運営に関する事務を行うためのスタッフを監査室に置き、相互に連係を図りながら、その職務執行については独立性を維持するよう努めております。
監査役、会計監査人および監査室（内部監査）による三様監査が有効に機能し、かつ効率性が保てるよう相互に情報交換を行っております。監査役は、監査室が行う内部監査には適宜同行往査し、監査報告会にも出席しており、例月の監査役会では監査結果の報告を求め、必要に応じて意見を述べます。
会計監査人に対しては、監査計画や監査報酬等についての説明を求め、監査の実施経過・結果の報告を受けるとともに、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価等の内容について、積極的に意見交換をしております。
その他、代表取締役との定期的会合、グループ監査役との連絡会等を実施するとともに、重要書類の閲覧、取締役・使用人の報告義務等を定めております。
また、当社では、2004年6月から監査役会の充実を図り、現在は監査役3名（うち社外監査役2名）の体制としております。現在就任している社外監査役は全て弁護士または公認会計士の資格を有しており、現在当社との間に特別の利害関係はありません。また、現在就任している社内監査役は当社の使用人として勤務した経歴を有しており、当業界の諸事情に精通する者であります。
このように、資格や経歴等の異なる各監査役が業務分担し、または共同して監査業務に当たることにより、監査役監査の機能強化並びに実効性の向上に取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重課題のひとつと認識しており、「お客様の快適・健康で環境にやさしい心豊かな生活になくてはならないコロナ」を目指し、経営の透明性及び効率性を確保するとともに、全てのステークホルダーの皆様の期待に応えるべく、企業価値を継続的に高めていくこが必要と考えております。
当社は、原則として取締役会を毎月開催、当社の経営に関わる重要事項を決定し、経営全般の指揮監督を行っております。また、平成15年から業務執行の迅速化を図るために執行役員制度を導入するなど体制を整備し、諸施策の実施に当たっております。
経営監督機能につきましては、これまでの社外監査役2名、常勤監査役1名の監査役3名体制に加えて、平成26年6月の株主総会において新たに社外取締役1名を選任し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月25日に開催した第67期定時株主総会の招集通知は、平成27年6月4日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第67期定時株主総会は、平成27年6月25日に開催しました。
その他	株主総会における報告事項の報告のビジュアル化および総会終了後のイベントを実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	広報室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	2005年1月25日に当社としての環境方針を初めて制定し、社内外に環境保全活動に取り組むことを宣言いたしました。そして2005年11月24日に環境ISO14001の認証を取得し、一層活発に活動を展開しております。また、地域への貢献として、地域の社会福祉施設への冷暖房設備の寄附、新潟県中越地震および東日本大地震発生直後の被災地への暖房器具の提供、スポーツ振興を通じた社会貢献活動も実施しております。
その他	自社ホームページや社内報を活用し、ステークホルダー全般に対し積極的な情報開示を行うことによりステークホルダーとの円滑な関係を構築しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針について、以下のとおり決定しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社グループは、取締役及び使用人がとるべき行動規範として「経営理念（コロナイズム）」を定め、法令遵守及び誠実な行動の確保を図る。
・監査役は、監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役及び使用人の職務並びに業務執行を監査する。
・法令違反や不正行為等の発生、またはそのおそれのある状況を発見した場合に、直接通報相談を受け付ける内部通報窓口を社内・社外に設置し、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益な取扱を禁止する。
・業務執行部門から独立した代表取締役社長直属の監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を監査対象部門にフィードバックするとともに、取締役及び監査役に適宜報告する。
・当社グループは、業務執行に際して、反社会的勢力と一切の関係を持たない。不当要求に対しては、組織全体で毅然とした対応を行うことを基本方針とし、拒否する意思表示を明確に行う。
b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役の職務執行に係る情報については、管理基準及び管理体制を整備し、法令、定款及び規則・規定・要領等（以下「社内規則」という。）に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態に管理する。
・取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。
c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社は、経営危機を事前に回避するため、社内規則に従い、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各部門のリスク管理業務を統括する。
・各部門の長は、自部門において内在するリスクを把握・分析・評価したうえで、適切な対策を実施するとともに、その管理状況を監督する。
・当社の経営に重大な影響を与えるような経営危機が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置する。対策本部は、予め定める社内規則に則り必要な対策を実施し、当社の損失を最小限に抑えるとともに早期の原状回復に努める。
d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、原則として定時の取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。
・当社は、経営の迅速な意思決定、取締役の効率的な職務執行を確保するため、執行役員制度を採用する。
・当社は、中期経営計画に基づき年度経営方針・年度部門方針アクションプラン等を策定し、目標達成に向けた進捗状況の管理を行う。
e. 財務報告の適正及び信頼性を確保するための体制
・当社は、財務報告に係る内部統制を円滑かつ効率的に推進するため内部統制規定及び内部統制評価要領を定め、内部統制の基本的枠組みを示し、内部統制評価の区分・範囲及び基本的な手続きを明確にする。また、監査室を推進部門として全社的体制を整備する。
・当社は、内部統制の目的を達成するために、内部統制の基本的要素が業務に組み込まれたプロセスを構築し、組織内のすべての者によって適切に機能するよう運用する。
・代表取締役社長は、内部統制の最終評価責任者として、財務報告の信頼性に影響を及ぼす重要性の観点から必要な範囲について、内部統制の有効性を評価し、内部統制報告書を作成する。整備・運用状況の評価は、評価対象業務及び部門から独立した監査室及び監査委員が代表取締役社長を補助し行う。
f. 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
・関係会社（子会社及び関連会社）における業務の適正を確保するため、社内規則に従い、グループ全体を統括管理する総合企画室と、当該関係会社の日常管理を行う業務管理部門とが連携・調整を図る。
・関係会社には、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人を就任させ、取締役は当該会社取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当該会社の会計を監査する。
・総務部・経理部等の専門的職能を有する関係部門は、総合企画室または業務管理部門の要請に基づいて支援を行う。
・監査室は、代表取締役社長の指示により関係会社に対して会計監査または業務監査を行い、業務管理部門・総合企画室及び関係者に報告する。
g. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査役の職務を補助し監査役会の運営に関する事務（以下、補助業務という。）を行うために、監査役会事務局を監査室に置く。
・当該補助業務を行う使用人は内部監査業務を兼任するが、監査役がさらに拡充を求める場合、代表取締役社長と協議する。
・当該補助業務に関する指揮命令権は、監査役に帰属する。
・監査役は、必要に応じて、監査室その他関係部門に対し、当該使用人の調査に協力するよう要請することができる。
h. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
・当該補助業務を行う使用人の人事異動、懲戒処分に関しては、事前に監査役会の同意を得る。
・当該使用人の人事及び業績等の評価について、監査役は意見を述べることができる。
i. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・監査役は、重要な意思決定の過程及び職務並びに業務の執行状況を把握するため、取締役会及び執行役員会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。
・監査役は、取締役が決裁する稟議書その他職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対して説明を求め、または報告を受けることができる。
・取締役及び使用人は、その職務並びに業務の執行状況や内部統制システムの構築及び運用状況等について、監査役に定期的に報告する。
・当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、会社の目的外の行為その他法令若しくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について決定したときは、直ちに監査役に報告する。
・監査役に報告を行った者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
・監査室は、内部監査の実施状況及びその結果を随時監査役会に報告する。
j.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。
・代表取締役は、取締役及び使用人が監査役監査の重要性と有用性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査役の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
・監査役は、監査室及び会計監査人と定期的に会合を持つなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査役監査の実効性確保を図る。
・監査役会は、社内規則に従い、監査役の職務の執行上必要と認める費用について予め予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、会社に償還を請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対して組織全体で毅然とした態度で臨み、一切の関係を排除することを反社会的勢力対応要領に定め、全役職員に周知

徹底しております。
また、反社会的勢力からの不当要求に対する対応部署とフォロー体制を定めるとともに、関係機関が定期的に開催する研修会等に積極的に出席し、対応についての情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

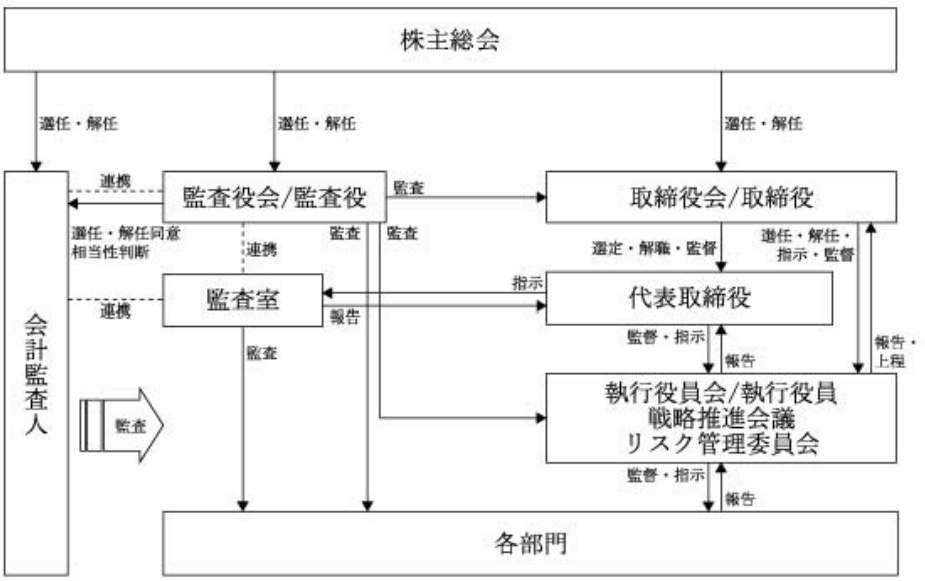
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

□適時開示体制の概要
当社は、金融商品取引法並びに株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則及びこれに関連する要請等を遵守しております。
当社は、取締役会及び執行役員会を毎月、かつ必要に応じて臨時に開催し、経営上重要な事項の審議及び決定を行っており、その過程には原則としてすべての監査役が参加しております。また業務執行の推進のための戦略推進会議及びリスク管理委員会を設置しており、業務執行推進のための戦略上及び業務上のリスクに柔軟に対応しております。
適時開示の担当部署は広報室が担っており、広報室担当役員及び情報取扱責任者は上記会議体のいずれにも出席しております。また、適時開示の対象事案だけでなく、より広い範囲の重要な経営情報は代表取締役に報告されております。これらのことにより適時開示の対象事案の有無をチェックし適宜公表できる体制になっており、加えて、コンプライアンス規定を設け法令順守の徹底にも併せて取り組んでおります。
当社は、適時開示の精神に則り、証券市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図るべく会社情報の適時適切かつ誠実な開示を引き続き実施して行く所存であります。



適時開示体制の概要（模式図）

